

# 迅速・確実な無辜の救済のための再審法改正を求める刑事法学者の緊急声明

## 第1 声明の趣旨

法制審議会第204回会議は、2026年2月12日、刑事法（再審関係）部会がとりまとめた改正の要綱（骨子）を含む「諮問第129号に対する答申案」を、賛成12、反対4（棄権1）により、原案の通り採決し、同案を法務大臣に対する答申とした。4月上旬には法案の国会提出が予定されているという。

再審法改正に求められるのは、迅速・確実に誤判を発見・是正し、無辜を救済するという目的のために再審を十全に機能させることである。これまで、冤罪被害者、日弁連・単位弁護士会、多くの報道機関のほか、再審法研究者4名による「再審法の改正に関する意見」（2025年12月2日）、刑事法研究者135名による「再審法改正議論のあり方に関する刑事法研究者の声明」（同日）、裁判官経験者63名による「再審法改正に関する元裁判官の共同声明」（12月3日）は、そのような改正を強く求めてきた。しかし、要綱（骨子）は、本来の目的を見失い、再審の機能を低下させる危険さえはらんでいる。

要綱（骨子）には様々な問題がある。本声明は、そのなかから①再審請求についての調査手続、②再審請求審における証拠の提出命令等について、要綱（骨子）が提案しなかった③再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止について、問題点を指摘したうえで、あるべき再審法改正の方向を示すこととする。

## 第2 再審請求についての調査手続

1 要綱（骨子）は、「再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならない」とし、裁判所が、要式を満たさない不適法な請求のみならず、「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」にも請求を棄却しなければならないとした。他方、再審請求に理由のあることが明らかかな場合には、直ちに再審開始決定を行うが、その他の場合には、「審判を開始する旨の決定」を行うべきこととした。再審部会において、裁判所が直ちに終局決定をすべき事案と、再審請求の理由の有無について審理を必要とする事案とを早期・的確に選別することにより、再審請求手続の円滑化・迅速化を図るためのものだと説明された。

しかし、不適法な請求はこれまでも短期間で棄却されており、事件処理に長時間を費やしている事実はないから、調査手続を設ける必要はない。

2 要綱（骨子）は、裁判所が「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」（第3・2(2)(I)）は、請求棄却の決定をしなければならないとした。

しかし、これがどのような場合をいうのかは明確にされていない。このような棄却事由を設けることにより、裁判所が、不提出証拠の提出命令も（第1・1(1)）、証人尋問、検証・鑑定など事実の取調べも（第3・3(1)）、意見聴取さえも行わないままに（第3・4(1)）、請求人の提出証拠が無罪を言い渡すべき明らかな新証拠（刑訴435条6号）に当たらないとする実質的な判断を行い、「再審の請求の理由がない」として請求を棄却してしまうおそれが生じる。棄却される請求のなかには、裁判所が再審請求の理由の有無を判断するために審理を尽くしたならば、再審開始の決定に至るような事案も含まれることとなる。

3 したがって、改正法において、調査手続を新設すべきではない。

### 第3 再審請求審における証拠の提出命令等

1 再審法改正において最も重要な課題とされてきたのが、裁判所不提出証拠の開示の拡充である。再審開始・再審無罪が確定した多くの事件において、裁判所の命令・勧告に応じて検察官が開示した証拠が決定的な役割を果たしてきた。他方、裁判所のなかには、請求人・弁護人が強く求めたときでも、開示の命令・勧告に消極的な姿勢をとり続けたものもあった。

要綱（骨子）は、調査手続を経て請求審理手続に入った後、裁判所が、検察官の意見を聴いたうえで、「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるとき」に、裁判所が請求人・弁護人の請求または職権で、検察官に「当該証拠の提出を命じなければならない」とした（第1・1(1)）。

要綱（骨子）が裁判所に証拠の提出命令を義務付けたことは、現在の実務を進展させるとの見方もありえよう。しかし、答申要綱（骨子）の内容には、重大な問題がある。

2 第1の問題は、請求人・弁護人に対する直接開示でなく、裁判所への「提出」とした点である。

再審請求手続においては、請求人側が、新証拠に基づき再審請求の理由を提示しなければならず、裁判所が、その理由の有無を判断することになる。請求人側にこのような負担を課していることからすれば、請求人側が新規性・明白性の認められる証拠を発見・提出し、再審請求の理由を追加・変更するための契機となるよう、請求人・弁護人への直接開示という枠組みを採用すべきである。

第2の問題は、要綱（骨子）が、提出命令の対象を「再審の請求の理由に関連する」証拠に限定した点にかかわる。

再審請求の理由との関連性については、その範囲が不明確である。再審部会の議論においては、請求人が提出した新証拠ないしそれに基づく具体的な事実の主張と直接関連する範囲

を超えて、より広く関連性を認めるべきことが確認され、「答申」の「付帯事項」も、「当部会再審部会における議論も参考にしつつ、関連性・必要性が認められる証拠の範囲が不当に狭くならないようその判断が適切に行われることを期待する」とした。

しかし、再審請求の理由との関連性は、新証拠が関連する旧証拠の証明力をどの程度弾効するか、その弾効効が他の旧証拠にどの程度波及するかについての裁判所の評価によって左右される。また、これまで検察官は、新証拠およびそれに基づく具体的な事実の主張と直接または密接に関連する証拠のみが開示対象となるとの立場をとってきたから、裁判所が提出命令を決定するにあたり、再審請求の理由と関連しないとする反対意見を示すこともありえよう。上記の「期待」が確実に現実化するとはいえない。実務のなかで「再審の請求の理由」が狭く解されることとなれば、提出命令の対象となる証拠はそれに伴い限定され、再審開始決定を導いてきた重要証拠が提出されないままに終わるおそれがある。

第3に、要綱（骨子）は、裁判所が、証拠の提出命令を決定するかどうかを判断するために検察官に証拠または一覧表の提示を命じることができるとしながら、提示された証拠・一覧表を弁護人に閲覧・謄写させることはできないとした（第1・2(3)）。また、請求人側に証拠一覧表を直接開示させる手続を提案することはなかった。

要綱（骨子）は、請求人・弁護人に裁判所の提出命令の請求権を認めた。しかし、捜査機関がどのような証拠を収集・作成し、検察官の手許にどのような不提出証拠があるのかを知ることができなければ、請求人・弁護人は、必要な証拠について提出命令を的確に請求することができない。提示された証拠・一覧表、あるいは開示された証拠一覧表を手掛かりにして、的確な請求を行うことが困難である。

3 さらに、要綱（骨子）は、提出された証拠の目的外使用を一律に禁止し、その違反に対して刑罰を科すこととした（第1・5および6）。

従前より存在する通常審手続における目的外使用の禁止（刑訴法281条の4、同281条の5）については、過剰な規制であるとの批判がなされてきた。再審請求手続が非公開であるにもかかわらず、目的外使用を一律に禁止するならば、研究、報道などに支障が生じるだけでなく、請求人・弁護人が支援者の協力を受けつつ再審請求を進めることも困難となろう。過去の再審無罪事件において、支援者の協力が重大な役割を果たしてきたことからすると、迅速・確実な無辜の救済が遠のくおそれがある。目的外使用を一律に禁止すべきではない。

4 以上から、法改正においては、裁判所への提出命令でなく、請求人・弁護人への開示命令という枠組みを採用すべきである。このとき、開示命令の対象は、広く捉えられるべきであり、かつ、開示の必要性は、請求人が新規性・明白性のある証拠をあらためて提出し、再審請求の理由を修正・追加するために開示を受ける必要性という視点から判断されるべき

である。さらに、裁判所が審理の過程で、再審請求の理由の有無を判断するために必要と認められた証拠の提出ないし開示を命じる手続をも設けるべきである。

「再審の請求の理由に関連」する証拠の裁判所への提出命令という枠組みを維持するのであれば、関連性については、再審議連の法案と同様（再審議連が2025年11月14日に法務大臣に提出した「再審法改正にかかる要望」）、再審請求の理由と明らかに関連しない場合を除くという趣旨を明示すべきである。また、請求人・弁護人は、提示された証拠・証拠一覧表を閲覧・謄写できることとすべきである。

目的外使用を一律に禁止する規定を設けるべきではない。

#### 第4 再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止

1 要綱（骨子）は、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止を提案することではなく、「答申」の「附帯事項」が、「再審開始決定に対する不服申立については、検察官において、もとより結論ありきではなく、慎重かつ十分な検討を確実に行った上で適切な対応がなされることが望まれる」とするにとどまった。

しかしながら、検察官の不服申立を禁止しなかったことには、重大な疑問がある。

2 不服申立を認めるべきとする根拠として、違法・不当な再審開始決定を早期に是正する必要があり、また、最高裁まで争われ、確定した有罪判決を下級審の再審開始決定だけで覆すこと認めるならば、刑事司法に対する信頼が損なわれかねないとする意見がある。

しかし、再審開始決定は終局判断でなく、再審公判を開始するという中間的決定である。再審開始決定が確定した後は、再審公判がある。仮に再審開始決定に誤りがあったとしても、検察官は再審公判においてその是正を求めることが可能である。したがって、再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止しても、刑事司法に対する信頼が損なわれることはない。むしろ、迅速・確実な無辜の救済を可能にすることこそが、刑事司法への信頼を高めることになる。

3 再審請求の理由の有無を判断する再審請求審と、罪責の有無を判断する再審公判とでは審判の対象が異なるので、それぞれに不服申立が認められてよいとする意見もある。

しかし、再審請求審が、請求人側の提出した新証拠が無罪を言い渡すべき明白な証拠であると認めて再審開始を決定した場合であれば、実質的にみたとき、再審請求審の明白性の判断は、再審公判が行うこととなる有罪・無罪の実体判断とほぼ重なるものである。それゆえ、再審開始決定の当否を再審請求手続においてさらに争うことを許す必要はない。再審公判の場において、証拠法則に則り、被告人に対する手続保障を備えた対審・公開の審理を通じて、裁判所が有罪・無罪の実体判断を行うことによって、決着をつけるべきである。

4 裁判に対する不服申立は、本来、裁判を受けた手続の当事者がその裁判の見直しを求めために認められるものである。再審請求手続において、検察官は自ら請求人となった場合を除き、当事者ではない。「公益の代表者」という検察官の一般的地位から、不服申立という重大な権限を導き出すことはできない。

過去の実例が示すように、検察官の不服申立を認めると、再審開始決定の確定が遅延し、迅速な無辜の救済ができなくなる。再審公判であれば、再審請求審の審理を通じて争点が明確化していることに加え、刑訴法・刑訴規則において審理手続に関する詳細な規定が整備されているから、再審請求手続に比べ、より迅速に審理を進めることが可能である。再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止することにより、再審公判の判決確定までの迅速化が達成されるはずである。

「答申」の上記「附帯事項」にもかかわらず、過去の実例から明らかな通り、検察官に対して「適切な対応」を期待することはできない。

再審開始決定に対する検察官の不服申立は禁止すべきである。

## 第5 迅速・確実な無辜の救済のための再審法改正を求める

以上のように、再審請求についての調査手続、再審請求審における証拠の提出命令等、再審開始決定に対する検察官不服申立という3点に限っても、要綱（骨子）は、重大な問題をはらんでいる。再審法改正の目的は、迅速・確実に無辜を救済するために再審の機能を強化することである。改正法が要綱（骨子）の内容を具体化するようなものとなれば、この目的が達成されることはない。かえって目的が阻害されるおそれさえある。

誤判はたんに観念的な可能性としてではなく、現実的な実体として存在する。それは、雪冤を果たした過去の誤判事件の数々が示すところであり、これらの事件にみられた誤判原因は、いまま残存している。誤判は、最大の人権侵害のひとつであり、このうえない不正義である。誤判を完全に回避することができない以上、迅速・確実に誤判を発見・是正し、無辜を救済するために、再審が十全に機能するようにしなければならない。このときにこそ、刑事司法は健全性を保持し、真の信頼を獲得することができる。再審法改正は、そのためにこそある。

以上

2026年4月6日

「迅速・確実な無辜の救済のための再審法改正を求める刑事法学者の緊急  
声明」

ウェブサイト → <https://sites.google.com/view/saishin2026>



[呼びかけ人]

石田倫識 明治大学教授  
指宿 信 成城大学教授  
大出良知 九州大学・東京経済大学名誉教授  
川崎英明 関西学院大学名誉教授  
葛野尋之 青山学院大学教授＊  
斎藤 司 龍谷大学教授  
笹倉香奈 甲南大学教授＊  
白取祐司 北海道大学・神奈川大学名誉教授  
新屋達之 元・福岡大学教授＊  
高田昭正 大阪市立大学名誉教授  
高平奇恵 一橋大学教授  
田淵浩二 九州大学教授＊  
豊崎七絵 九州大学教授＊  
中川孝博 國學院大学教授＊  
淵野貴生 立命館大学教授＊  
松宮孝明 立命館大学特任教授  
三島 聡 大阪公立大学名誉教授＊  
水谷規男 大阪大学教授＊

(＊印は声明事務局)